	八重干瀬	
備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会、阿蘇市教育委員会及び南阿蘇村教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	沖縄県宮古島市平良字池間安段嶺	国土調査法による第Ⅻ座標系を基準とするA地点（Ｘ＝一二二七一九・六九〇メートル、Ｙ＝一三一・七一五メートル）、B地点（Ｘ＝一二二五八七・〇二六メートル、Ｙ＝一三一・七一五メートル）、C地点（Ｘ＝一二二七・九六九メートル、Ｙ＝一三一・六二四メートル）、D地点（Ｘ＝一二二八三五・一一五メートル、Ｙ＝一三一・七一五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
旧相模川橋脚	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とする一地点（Ｘ＝七四九・三四七四六二九〇メートル、Ｙ＝四〇五〇七・一八〇・二六四四〇メートル）、二地点（Ｘ＝七四三四・二六六四〇メートル、Ｙ＝四〇五〇七・一八〇・二八二七メートル）、三地点（Ｘ＝七四三四・四六〇メートル、Ｙ＝四〇五〇七・一八〇・三〇一四メートル）、四地点（Ｘ＝七四三四・四六〇メートル、Ｙ＝四〇五〇七・一八〇・三〇一四メートル）、五地点（Ｘ＝七四三四・四六〇メートル、Ｙ＝四〇五〇七・一八〇・三〇一四メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。